平成２３年（フ）第１４６号
広島県福山市柳津町1224番地
債務者　荒川　弘美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８７号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城540番地南風原第二団地２―303
債務者　岸本　直美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３９２号
名古屋市名東区文教台１丁目1422番地　グレース文教台206号
債務者　和田　法子（旧姓玉置）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
和歌山県新宮市千穂１丁目５番17号
債務者　森下　加江
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第１０５号
福島県いわき市常磐白鳥町館41番地の４　バルコンソワＡ―３、前住所福島県いわき市平中山字宮下68番地の５　ハイツハピネ102
債務者　須藤あかね
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１０８号
福島県いわき市常磐関船町塚ノ越66番地　レオパレスリベェール105
債務者　岩本　　忠
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第８号
長崎県対馬市厳原町天道茂489番地
債務者　橘　由美子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
福島県会津若松市門田町日吉字対馬館68、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字牛道２番地の27
債務者　石原知亜紀
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
埼玉県入間市扇町屋４丁目２番16号　フレグランス山岡Ｂ102
債務者　増田　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２３６号
名古屋市中村区名駅５丁目８番９号　美吉荘２Ｆ号
債務者　淺野　時勝
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６１号
愛知県瀬戸市みずの坂３丁目41番地
債務者　藤田　了子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４４１号
大阪市中央区本町橋６番21―1008号
債務者　今宮　正男
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７５号
大阪府八尾市植松町２丁目８番15号
債務者　阿比留信一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０１号
大阪府池田市石橋２丁目13番29号
債務者　前川組こと　前川　洋一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２２号
大阪市天王寺区上汐６丁目１番５号　錦タクシー株式会社内
債務者　中山　敏明
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２２４号
大阪府東大阪市西上小阪８番11号　新堂マンション１Ｆ―Ａ号
債務者　長谷川　正
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２４０号
大阪府東大阪市池之端町１番４号　アーバンコート池之端205
債務者　鶴岡　昭二
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部